

建 第 1 5 7 7 号

平成30年3月28日

一般社団法人島根県建設業協会会長 様

島根県土木部長
(建築住宅課)



建築分野における「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要領の
一部改正について（通知）

平素から県の建築住宅行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、新工法及び新製品を開発した県内の事業者等に対して、「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要綱及び建築分野における「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要領を制定し、支援しているところです。

このたび、「しまね・ハツ・建設ブランド」登録件数の増加を促すため、建築分野における「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要領を下記のとおり一部改正しますので通知します。

なお、本制度については、当課ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

記

1 改定内容

- ・登録申請書の受付期間及び方法を削除し、通年で申請を受け付ける。

2 施行年月日

平成30年4月1日

3 ホームページ掲載場所

<http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/shienseido/shingijutu/>

担当：建築住宅課

住宅企画グループ 建神

TEL:0852-22-5226

FAX:0852-22-5218